

東山梨行政事務組合
第 2 次地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 7 年 6 月
東山梨行政事務組合

—目次—

第1章 実行計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガスの総排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 第1次実行計画の温室効果ガス総排出量・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 温室効果ガスの総排出量の削減目標

- 1 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 削減目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 削減に向けての具体的な取組み

- 1 省エネルギーに対策に講じた事務・業務の実施・・・・・・・・ 6

第5章 計画の推進・点検と進行管理

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 推進手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

地球温暖化の主因は、人為的な影響により大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたとされています。そのため、世界各地や日本においても、異常気象による被害の増加・深刻化、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

2015年にフランスパリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

2020年に我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2025年には、新たな地球温暖化対策実行計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%削減を目指す」という新たな削減目標が位置づけられました。

東山梨行政事務組合（以下「本組合」という。）においても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、令和2（2020）年3月に「東山梨行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、環境へ配慮した取り組みを行ってきました。第1次計画から5年が経過し、計画内容及び温室効果ガス排出量の削減目標の再検討を図り、新たに「第2次東山梨行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定し、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけとして地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第21条に基づき都道府県及び市町村並びに一部事務組合等の地方公共団体においては、実行計画（事務事業編）を策定しなければならないとされています。

3 計画策定の目的

この計画は、温対法第21条に基づき、消防本部、消防署、介護認定審査会及び障害者総合支援認定審査会、葬儀場の事務及び業務に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むため策定するものです。

参考：地球温暖化対策の推進に関する法律

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～13は省略

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 省略

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

4 計画期間

本計画の基準年度は、令和6(2024)年度とし、計画期間は令和7(2025)年度から、令和12(2030)年度とします。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

5 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、以下の事務・事業とします。

施 設 名	住 所
組合・消防本部・塩山消防署	甲州市塩山西広門田 3 8 5 番地
勝沼分署	甲州市勝沼町勝沼 2 0 5 9 番地 2
山梨消防署	山梨市小原西 1 0 0 番地 1
牧丘分署	山梨市牧丘町室伏 3 7 番地 1
東山聖苑	山梨市小原西 5 6 2 番地

6 対象とする温室効果ガス

温対法で規定する 7 種類の温室効果ガスとします。

温室効果ガス	概 要
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス。電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。また、廃油や廃プラスチック等の焼却処理等によっても排出される。排出量が多いため地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て等により排出される。二酸化炭素に次いで 2 番目に地球温暖化に及ぼす影響力がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料、一般廃棄物の焼却等により排出される。また、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等においても発生する。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造工程等において使用される。地方公共団体では、ほとんど該当しない。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用廃棄時等に排出される。
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体のエッチング等製造工程等において使用される。地方公共団体では、ほとんど該当しない。

温対法で規定している温室効果ガスのうち、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいため本計画では、二酸化炭素 (CO₂) のみを対象とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの総排出量の算定方法

本組合の事務・業務の範囲における温室効果ガスの排出量は、環境省の「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムLAPSS」を使用し算出します。

2 第1次実行計画の温室効果ガス総排出量

令和2年度から令和6年度末までの本組合全体の温室効果ガスは以下のとおりです。
令和4年度に一時排出量が減少しましたが、その後微増傾向となっています。

ガソリン及び軽油については、災害出動件数に比例し、微増しています。灯油については、火葬件数に比例し微増しています。

電気については、令和4年度に一時的微増しましたが省エネ器具を年々導入し節電を推進しています。

(t-CO₂)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電 気	334.5	345.1	346.4	350.2	337.1
ガソリン	43.4	44.8	48.1	47.8	50.2
軽 油	24.7	22.2	22.5	25.5	27.1
灯 油	119.5	115.1	103.0	110.5	111.6
L P G	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5
温室効果ガス 総 排 出 量	522.1	527.2	520.0	534.0	537.5

第3章 温室効果ガスの総排出量の削減目標

1 基準年度

基準年度は、直近のエネルギー消費データ等が把握可能な令和6（2024）年度とし、目標年次は令和12（2030）年度とします。

2 削減目標の設定

本組合では、温室効果ガスの総排出量を削減していくために、次の目標を掲げて取り組めます。

- ① 各年度における温室効果ガス排出量は、基準年度数値（令和6年度）を目安とし削減の努力をする。
- ② 環境への負荷を低減することを目指す。

第4章 削減に向けての具体的な取組み

1 省エネルギー対策に講じた事務・業務の実施

職員が事務・業務を行う際には、次のような取組により、資源、エネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に努めるものとします。

1) 電気使用量の抑制

- ・コピーやパソコンの効率的な使用に努め、昼休み、時間外勤務等時には消灯を心掛け必要最小限での使用を推進する。
- ・使用していないOA機器等の電源をこまめに切る。
- ・OA機器、家電製品等の更新、導入に当たっては必要最小限の機能・能力・消費電量を考慮する。
- ・毎週水曜日をノー残業デーとし徹底を図る。
- ・季節に合わせた便座ヒーターの温度設定（便座のふたをしめる）。

2) 燃料使用量の抑制

- ・空調設備の温度管理を適切に行う。
- ・出張の際は積極的に公共交通機関を活用する。
- ・公用車を使用の際は、急発進や急加速を避けエコドライブに努め、荷物積み下ろし時や待機時にエンジンを停止するなどアイドリングストップを心がける。

3) 紙類使用の抑制

- ・両面コピーや裏面利用を徹底する。
- ・ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。
- ・ミスコピーを防ぐため、コピー機使用時及び使用後には必ずリセットボタンを押す。
- ・ネットワークを積極的に活用し、ペーパーレス化を図る。

4) ごみ排出量の抑制

- ・使用済封筒やファイル等事務用品の再利用を徹底する。
- ・分別収集を徹底する。

5) 水道使用量の削減

- ・手洗いや歯磨き及び食器洗い等の際は水量や圧力を調整する。
- ・漏水有無の点検（水道メーターなどで）。

第5章 計画の推進・点検と進行管理

1 推進体制

本計画を実施・運営していくために、各所属単位で取組を推進することが必要であることから、「推進本部」及び「推進責任者」、「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいくこととします。

1) 推進本部

推進本部を総務課に置き総務課長を本部長（防止対策責任者）とし、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

2) 推進担当者

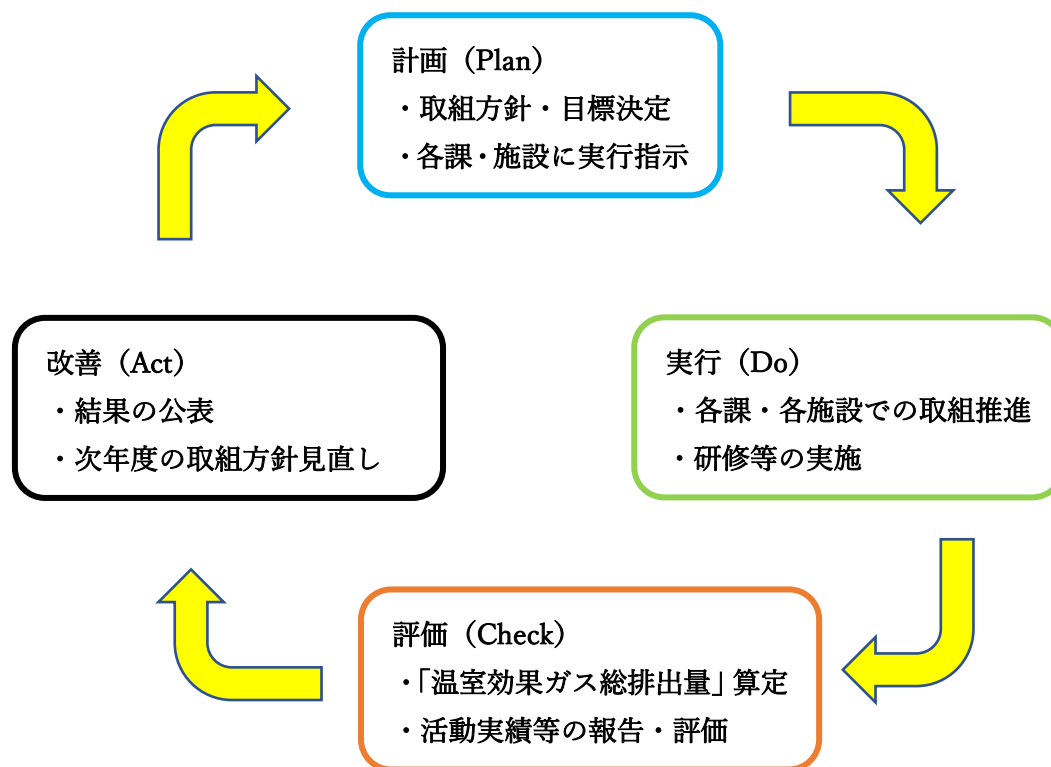
組合、消防本部、消防署、分署並びに東山聖苑に1名以上の「推進責任者」及び「推進担当者」を置く。「推進責任者」、「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、推進本部と点検し、計画の総合的な推進を図る。

2 推進手法

全職員が自らの業務を遂行する中で、「第4章 削減に向けての具体的な取組み」に規定する項目に従って、環境負荷の低減を図るべく実践する。

3 点検及び評価

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、推進本部において取組状況や目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価をする。



4 進捗状況の公表

本計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回本組合ホームページにより公表する。